

国保をお使いの皆さん、
知つてましたか？

そのケガ、その治療、

届け出が必要なんですね。

第三者から受けたケガや治療に国保の保険証を使った場合は、
届け出が必要です。皆さんのご協力をお願いします。

【たとえば①】

交通事故

車やバイク、自転車等
による事故で入院や
通院することに。



【たとえば②】

他人のペットが 原因の負傷

散歩中の犬にかまれたり、
引っ搔かれたりして通院する
ことに。



【たとえば③】

食中毒

お店で食べた料理が
原因で食中毒になり、
検査をすることに。



【たとえば④】

けんか等の 傷害行為

たまたまケンカに巻き
込まれ、病院で治療
することに。



こんなときは

ご加入の市町村・国保組合・後期高齢者医療広域連合へ！